

市第127号議案 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る
人員等の基準に関する条例の一部改正

1 提案理由

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員確保が困難となっている現状を踏まえ、柔軟な職員配置を可能とするため、国において「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）」が改正されました。この改正内容を反映するため、「横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第50号。以下「条例」という。）」の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 常勤換算方法による職員配置

職員の員数について、第一号被保険者*の数及びセンターの運営の状況を勘案して、地域包括支援センター運営協議会（以下「包括運協」という。）が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とします。 ※ 介護保険の第一号被保険者（65歳以上の方）

(例) 常勤換算方法による職員配置の場合

| センター | 第一号被保険者数 | 通常の職員配置 | |
|------|----------|------------------------------|--|
| A | 4,000人 | 保健師等 社会福祉士等 主任介護支援専門員等 | 常勤職員（週5勤務） 1人 常勤職員（週5勤務） 1人 欠員（週5勤務可能な人を雇用できず） |



| センター | 第一号被保険者数 | 常勤換算方法による職員配置 | |
|------|----------|--|---|
| A | 4,000人 | 保健師等 社会福祉士等 主任介護支援専門員等 主任介護支援専門員等 | 常勤職員（週5勤務） 1人 常勤職員（週5勤務） 1人 非常勤職員（週3勤務） 1人 非常勤職員（週2勤務） 1人 } 常勤換算方法 で常勤1人分 |

欠員解消

(2) 複数のセンターが担当する区域の第一号被保険者数を合算した職員配置

センターの効果的な運営に資すると包括運協が認める場合は、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者数を合算した数に応じた職員の員数を配置することにより、各センターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとします。なお、この場合でも、質の担保の観点から、各センターは、3職種のうち、いずれか2職種以上の常勤職員を配置しなければならないこととします。

(例) センターA、Bの第一号被保険者数を合算した職員配置の場合

| センター | 第一号被保険者数 | 通常の職員配置 | センター | 第一号被保険者数 | 合算した職員配置 |
|------|----------|---------------------------------------|------|----------|----------------------|
| A | 3,500人 | 保健師等 1人 社会福祉士等 1人 主任介護支援専門員等 1人 | A | 8,000人 | 保健師等 1人 社会福祉士等 1人 |
| B | 4,500人 | 保健師等 1人 社会福祉士等 1人 主任介護支援専門員等 1人 | | | B |

※ おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師等1人、社会福祉士等1人、主任介護支援専門員等1人が基本配置。合算後は6,000人以上9,000人未満のため、増員1人の計4人を配置すれば基準を満たす。

(活用例 1) 同職種先輩職員による効果的な人材育成

| センター | 第一号被保険者数 | 通常の職員配置 | センター | 第一号被保険者数 | 合算した職員配置 |
|------|----------|--|------|----------|--|
| A | 3,500 人 | 保健師等 1 人 社会福祉士等 1 人 主任介護支援専門員等 1 人 | A | 8,000 人 | 保健師等 (新採用) 1 人 保健師等 1 人 主任介護支援専門員等 1 人 |
| B | 4,500 人 | 保健師等 1 人 社会福祉士等 1 人 主任介護支援専門員等 1 人 | B | | 社会福祉士等 (新採用) 1 人 社会福祉士等 1 人 主任介護支援専門員等 1 人 |

効果：新採用時に同職種の先輩職員による OJT を行うことで、効果的な人材育成を進める

(活用例 2) 欠員が生じる区域への柔軟な配置

| センター | 第一号被保険者数 | 通常の職員配置 | センター | 第一号被保険者数 | 合算した職員配置 |
|------|----------|---|------|----------|--|
| A | 3,500 人 | 保健師等 1 人 社会福祉士等 1 人 主任介護支援専門員等 欠員 | A | 8,000 人 | 保健師等 1 人 社会福祉士等 1 人 社会福祉士等 1 人 |
| B | 4,500 人 | 保健師等 欠員 社会福祉士等 1 人 主任介護支援専門員等 1 人 | B | | 社会福祉士等 1 人 社会福祉士等 1 人 主任介護支援専門員等 1 人 |

効果：合算することで、配置基準を満たし、職種を限定せずに必要人員を配置する

3 施行予定日

令和 7 年 3 月 31 日